

東大阪市総合計画審議会規則

東大阪市総合計画審議会規則（昭和43年東大阪市規則第29号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、東大阪市総合計画策定条例（平成30年東大阪市条例第1号）第6条第4項の規定に基づき、東大阪市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会は、委員40人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 公共的団体その他の団体の役員又は職員
- (4) 本市職員
- (5) その他市長が適当と認める者

（任期）

第3条 委員の任期は、基本構想の策定又は変更に係る審議が終了するまでとする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序により、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の会議は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

(1) 東大阪市情報公開条例（平成11年東大阪市条例第1号）第6条に規定する不開示情報に該当する事項についての審議が行われる場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認める場合

4 前項各号に該当するかどうかは、会長が審議会の会議に諮って、決定する。

5 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員のうちから会長が指名する。

4 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、経営企画部において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項の規定による委嘱又は任命後最初の審議会の会議の招集及び会長が選出されるまでの間における審議会の運営は、市長が行う。